

一般購入条件

1. 定義

「物品」とは、サプライヤーがユーシービージャパンへ供給する製品または資材を意味する。
「注文書」とは、ユーシービージャパンが発行する、物品またはサービスの正式な注文書を意味する。
「サービス」とは、サプライヤーがユーシービージャパンのために提供するサービスを意味する。
「サプライヤー」とは、注文書を受諾し、ユーシービージャパンに対して物品の供給またはサービスの提供を行うユーシービージャパン以外の者を意味する。

2. 注文

ユーシービージャパンは、注文書によって確定されていない、口頭での注文は認めない。注文書の確認の返信は5営業日以内に行われなければならない。かかる期限内に返信がない場合は、注文書の諸条件が受諾されたものとみなされる。

3. 納期

サプライヤーは、注文書に記載された物品およびサービスの納品日を厳守するものとする。ユーシービージャパンが別途明示しない限り、記載された納品日とは注文書に記載された場所に物品が到着する日またはサービスの提供が完了する日とする。

4. 梱包

注文書に別段の規定がない限り、全梱包材は処分対象とみなされる。

5. 受領および保証

別途合意しない限り、物品およびサービス提供の受領は、ユーシービージャパンの事業所内で行われる。

サプライヤーは、全物品を輸送中の腐食、劣化および物理的破損に対して適切に保護された状態で保存および梱包するものとし、一般的な輸送規制に従わなければならない。

サプライヤーは、（梱包材を含む）全物品が、その組成上、製造上または性能上の明白なまたは隠れた瑕疵のない状態で輸送され、ユーシービージャパンの意図する目的にかなうものであることを保証するものとし、また、提供された（梱包材を含む）全物品および実行された全サービスは通常の安全基準および適用される法令等に準拠していなければならない（以下かかる準拠した物品を「準拠物品」、準拠したサービスを「準拠サービス」という）。

配送された物品が準拠物品でない場合、ユーシービージャパンは損害賠償請求権を保持したまま、また、ユーシービージャパンの自由裁量で、法令等に基づき有する権利を保持したまま、サプライヤーの費用でサプライヤーへ当該物品を返品する権利を有し、無償で当該物品の交換を求め、または無償で当該サービスの再提供を求める権利を有し、注文書に従いユーシービージャパンが支払った金額の返還を求める権利を有する。

サプライヤーは、サプライヤーに起因する理由または非準拠物品・非準拠サービスによりユーシービージャパンまたはその関連会社に生じた、直接的または間接的な損害、費用、損失その他の経費（製造物責任、リコールによって生じた直接的および間接的な損害、費用、損失および経費を含むがこれらに限られない）を支払い、ユーシービージャパンおよびその関連会社がかかる損害等を被らないようにする。

6. 請求および支払

別途合意しない限り、ユーシービージャパンは、供給された物品および提供されたサービスの受領日から60日以内に支払う。

7. 人員

サプライヤーは、物品の配送とサービスの提供に関して適切な技能と経験を有する人員のみを関与させることを保証する。関与するサプライヤーの人員に対しては、いかなる時もサプライヤーのみが指揮監督し、責任を負うものとする。

物品の配送またはサービスの提供に関してユーシービージャパンまたはその関連会社の施設に立ち入るサプライヤーの全人員は、全適用法（環境、健康および安全に関する規制を含む）、ならびに適用されるユーシービージャパンのガイドラインおよび業務ルールを遵守するものとする。ユーシービージャパンは上記に従わないサプライヤーの人員に対し、自施設への立ち入りを拒否する権利を保有する。サプライヤーは、本第7条の規定を下請業者（ユーシービージャパンが下請を認めた場合に限る）に遵守させ、かつその人員が遵守するようにさせるものとする。

8. 保険

サプライヤーは、サプライヤーの費用でサービスに関するリスク、物品およびユーシービージャパンの資産の滅失および毀損のリスク、および法律またはユーシービージャパンとの法的関係に起因する負債について、適切な保険に加入するものとする。

9. ユーシービージャパンの知的財産

ユーシービージャパンにより提供される全ての仕様（書）、情報、資材その他の物、ならびにサービスに起因する全ての物品、情報、資材その他の成果物は、その中に存在するまたはそこから派生する全知的財産権（総称して以下「ユーシービージャパン知財」）と共に、機密事項とする。全ユーシービージャパン知財は、現在も将来的にもユーシービージャパンの資産であるものとする。かかるユーシービージャパン知財は全て、ユーシービージャパンが別途書面で同意しない限り、注文書に基づく契約および関連する契約の下で、またそれらに従い、業務の履行においてのみ使用されるものとする。サプライヤーは、ユーシービージャパン知財

をユーシービージャパンの許可なく廃棄しないものとする。サプライヤーは、ユーシービージャパン知財を販売、貸与または移転せず、またユーシービージャパン知財にいかなる第三者の抵当権も設定させないものとする。本第9条は、注文書に基づく契約の終了後または解除後も効力を有するものとする。

10. 保証

サプライヤーは、本書記載の一般購入条件に基づき供給する、ユーシービージャパンが設計、構成または製造したものではない機械、装置および資材の販売、使用、または物品への組入れが、いかなる有効な特許権、著作権、商標権またはその他の同様の権利を、一切侵害しないことを保証する。サプライヤーは、ユーシービージャパン（およびユーシービージャパンの全スタッフ）に、上記権利の侵害を主張する請求、訴訟または行動に起因する一切の経費（弁護士費用を含む）、負債およびあらゆる種類の損失）も一切被らせず、それらに対する法的責任を自ら負い、防御活動を行うものとする。

11. 機密事項

サプライヤーは、注文書に基づく契約のためにユーシービージャパンおよびユーシービージャパンのスタッフにより開示された機密情報は、当該契約の履行においてのみ使用されるものとし、ユーシービージャパンの書面による事前の同意なしに、第三者に開示または漏洩しないものとする。サプライヤーは、注文書に基づく契約上の業務を履行せしめる下請業者との間で、同等の機密保持契約を締結するものとする。本契約は、注文書に基づく契約の終了後または解除後も効力を有するものとする。

12. 不可抗力

ユーシービージャパンは、工場や器具の破損、火災、爆発、事故、ストライキ、ロックアウトまたは制御不能なその他の事象や原因に起因して物品やサービスの提供を受領できなかった場合は、サプライヤーに対して責任を負わないものとする。

上記の事象や原因により、サプライヤーが注文書に基づく契約を履行できない場合、ユーシービージャパンは、サプライヤーへの支払を要することなく、自由裁量により、物品の配送、サービスの提供および注文書に基づく契約の履行を延期または中止することができる。この場合、ユーシービージャパンは、注文書に関連してユーシービージャパンが支払った合計金額を、サプライヤーから回収できるものとする。

13. 一般購入条件

物品の購入および配送またはサービスの提供について規定する契約書が別途締結されていない場合は、注文書に明記された特定の条件とともに、本書記載の一般購入条件が全ての購入契約に適用される。

ユーシービージャパンが書面で明確に受諾しない限り、サプライヤーが発行した注文書の確認書面、請求書その他文書に記載された販売条件は、無効とみなされる。

14. 行動規範

サプライヤーは、<http://www.ucbjapan.com/about-ucb/ethics> に記載されたユーシービージャパンの企業行動憲章に従うことに同意する。

15. 譲渡

サプライヤーは、いかなる場合においても、ユーシービージャパンの事前の書面による同意なしに、注文書に基づく契約および関連する契約に基づき実行すべき義務を第三者に承継させてはならないものとする。

16. 管轄

本契約は、日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとする。

万一訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

17. 分離

本契約のいずれかの条項の全部または一部が無効または執行不能とされた場合でも、他の条項および無効または執行不能とされた条項の残りの部分における有効性または執行可能性に何ら影響を及ぼさない